

台湾協会による世界植民地研究

The world colony research by Taiwan society

松田吉郎*

Yoshiro MATSUDA

明治31年(1898)に東京で成立した台湾協会が発行した機関誌『台湾協会会報』(明治31年10月~40年1月発行)所載の世界植民地研究関係の論文の内容と特徴を明らかにした。中村純九郎と河合弘民は世界の植民地を分類し、植民地台湾の進むべき方向性を提示した。中村は台湾を開発的植民地であるとし、河合は栽培植民地と規定した。両者、表現は異なるものの、内容はほぼ同じことを指しており、台湾では日本人移民を基本として経営すべきではなく、官僚、商人等の政治的・経済的経営者の移住のみでよく、むしろ、資本を投下し、台湾人農民・労働者を用いて殖産興業を行うべきであるという提言であった。後の日本政府・台湾総督府の台湾経営は基本的に中村・河合の提言通りに進んだということを明らかにした。

キーワード：台湾協会、世界植民地研究

Key words : Taiwan society, The world colony research

はじめに

日本が日清戦争後、台湾・澎湖諸島を領有し、その統治を始めたのが明治28年(1895)5月からであった。初代台湾総督が樺山資紀(1895年3月~96年6月)、民政長官が水野遵(1895年5月~97年7月)であった。その後、総督は桂太郎(96年6月~10月)、乃木希典(96年10月~98年2月)、民政長官は曾根静夫(97年7月~98年3月)と続き、台湾統治が進みつつあった。しかし、台湾においては当初、台湾民主国の独立運動がおり、また「土匪」と呼ばれる人々による抗日運動が頻発し、さらにマラリア等の風土病その他の困難な条件が待ちうけていた。一時は日本の帝国議会で1億円でフランスに売却しようという「台湾売却論」まで出ていた⁽¹⁾。さらに、台湾財政は収入が支出を大きく下回り、毎年国庫補助を受けており、日本政府にとって台湾統治は頭の痛い存在であった。

このような状況下、第四代総督に児玉源太郎(明治31年<1898>2月~39年<1906>4月)、民政長官に後藤新平(98年3月~1906年11月)が抜擢された。この児玉・後藤の二人が殖産興業、社会資本の整備等、台湾統治の基礎を築き、明治37年(1904)に国庫補助を受けずにすむという、所謂、台湾財政の独立を達成したことは周知の事である。⁽²⁾

さて、児玉・後藤時代が始まった明治31年(1898)4月に日本で台湾協会が成立した。

この協会の前身は水野遵等が作っていた社交的倶楽部の「台湾会」、官民有志からなる「台湾協会」、「官遊者」・「支那通」から成る「台湾協会」が明治31年4月16日に福島安正、水野遵、大倉喜八郎、横山孫一郎、長

田忠一、大久保利武等によって東京の芝公園内の紅葉館で第一回会合が開かれ、台湾協会が成立した。会員は台湾と関係を有する官民有志からなり、役員も選ばれた。初代会頭が桂太郎(明治31年1月~33年12月まで陸軍大臣、34年6月~39年1月まで内閣総理大臣)、幹事長が水野遵(貴族院議員)、会計監督が大倉喜八郎であった。その他、評議員として伊澤修二(元台湾総督府学務部長)、岩崎彌之助(三菱資本)、三井八郎右衛門(三井資本)、渋沢栄一、益田孝(三井資本)等、台湾と関係をもつ官民・資本家からなっていた⁽³⁾。明治32年(1899)2月当時、賛助会員120余名、普通会员1000名、原資金は寄付による5万3000余円であった。⁽⁴⁾

同32年(1899)2月29日には児玉源太郎総督、石塚英蔵民政長官代理、村上台北県知事、木越陸軍参謀長等が出席して台湾支部が成立した。当初、会員は700名であった。⁽⁵⁾

同年5月28日に東京で第一次総会が開かれ、11名の名誉会員が推薦された。その中には山県有朋、伊藤博文、西郷従道、松方正義、大隈重信、樺山資紀、板垣退助、高島綱之助、桂太郎、乃木希典、児玉源太郎がいた。まさに政府の枢要人物が入って台湾協会を応援していた。⁽⁶⁾

台湾協会はその目的が「臺灣ニ關スル諸般ノ事項ヲ講究シ、臺灣ノ經營ヲ裨補スル」(「台湾協会規約」第1条)こと、及び「臺灣ノ真相ヲ闡発スル」(同第2条第1項)⁽⁷⁾ことで、日本の台湾経営に役立つ情報、政策を日本内外の人士に知らせ、台湾統治に理解を深め、積極的に台湾経営への参加を促すための組織、所謂、「植民協会」であった。

同協会の規約の附則に「會報ハ毎月一回發兌シ、講談

*兵庫教育大学第2部(社会系講座)

平成14年10月21日受理

會ノ成績及び諸般講究紹介ノ結果、本會ノ状況等ヲ報告ス」とあり、協会では機関誌『台湾協学会報』が発行された。明治31年（1898）10月20日に第1号が発行され、明治40年（1907）1月の第100号まで続いた。

その後は日本の海外進出が朝鮮、「満州」、中国へと進展したために、明治40年2月に台湾協会は東洋協会に、機関誌も『東洋時報』と名称を変更し、継続した。⁽⁸⁾

上沼八郎氏は『台湾協学会報』全100号を分析され、前半期（明治31年～35年）は先進植民本国の先例を学ぶ記事が多く、中期（明治35年前後）は財政独立をめざし、島内産業、金融、交通に関する記事が多く、後半期（明治35年～40年）は大陸への新たな展開をめざす記事、「土匪鎮圧」、「理蕃対策」の記事が多いと述べられている⁽⁹⁾。

さて、本稿の目的は同会報所載の先進植民本国の先例をまなぶ記事を分析し、台湾経営に如何なる提言をしていたのかという点を明らかにしたいということである。その中心となる人物は中村純九郎と河合弘民である。中村は台湾総督府の官僚であり⁽¹⁰⁾、その立場からの発言と考えられる。河合弘民（1872～1918）は歴史家（東京帝国大学文科卒業の文学博士）で、『台湾協学会報』編集主任となり、同報には19回にわたり、記事を書いた。特に、世界の先進植民地の先例を紹介し、執筆は『東洋時報』まで続く。明治40年（1907）東洋協会専門学校京城分校の教頭となり、朝鮮史研究を深めた人物である。⁽¹¹⁾

以下、第Ⅰ章では『台湾協学会報』における世界植民地関係記事の概要を紹介し、第Ⅱ章では中村純九郎の植民地論、第Ⅲ章では河合弘民の植民地論を明らかにし、『台湾協学会報』に見える台湾協会の世界植民地研究の特徴と意義をまとめたい。

第Ⅰ章 『台湾協学会報』における世界植民地関係記事

『台湾協学会報』から世界植民地関係記事を拾ってみると、(1) ドイツの植民政策に関するもの、(2) オランダの植民政策に関するもの、(3) フランスの植民政策に関するもの、(4) イタリアの植民政策に関するもの、(5) イギリスの植民政策に関するもの、(6) アメリカの植民政策に関するもの、(7) その他の植民地に関するもの、(8) 植民地の比較に関するもの、及び世界植民地政策の特徴を述べたもの、(9) 台湾植民地政策を述べたものに大別できる。

(1) ドイツの植民政策に関するものは、「獨逸植民政策」（文学士 河合弘民、第5、6号）、「膠州湾青島獨逸植民地」（台湾総督府通信局長鹿小木子五郎、第40号）、「膠州湾の経営」（第45号）、「獨逸の植民政策」（第49号）、「膠州湾視察に就て」（森孝三、第89、90号）が

ある。

- (2) オランダの植民政策に関するものは、「和蘭植民政策」（河合弘民、第7、8、10、13号）、「蘭領爪哇植民制度」（第15号）、「蘭領爪哇」（第30号）がある。
- (3) フランスの植民政策に関するものは、「佛国植民地防禦策」（第10、12号）、「佛国植民政策」（河合弘民、第14、15、16号）、「佛国植民政策一斑」（第25号）、「佛国植民の維持費」（第30号）、「佛領東京の漫遊談」（中村純九郎、第33号）があり、また、「佛国植民政策」（第60号）がある。
- (4) イタリアの植民政策に関するものは、「以太利植民政策（以太利植民）」（河合弘民、第18号）がある。
- (5) イギリスの植民政策に関するものは、「緬甸の行政一斑（緬甸に於ける行政）」（第20号）、「印度の対英国貿易」（河合弘民、第22号）、「英国南阿特許会社」（河合弘民、第23、24号）、「緬甸に於ける税制及土地制度（緬甸の税制及土地制度）」（第23号）、「英領錫蘭」（第24号）、「馬來半島に於ける英領植民地（マレーシアに於ける英国植民）」（第27号）、「英国の植民学校」（第38号）、「新嘉坡の政治機関」（覆審法院判官高田富蔵、第47、48号）、「馬尼刺に於ける葉巻煙草製造業の概況（馬尼刺葉巻煙草製造会社の状況）」（台湾総督府農商課長横山壯次郎、第48、49号）、「ジブラルタル軍港問題」（台湾総督府土木局長 長尾半平、第49号）、「印度灌溉事業」（台湾総督府技師、工学士徳見常雄、第49号）がある。
- (6) アメリカの植民政策に関するものは、「フィリッピン（フィリッピンに於ける財界）」（第24号）、「菲律賓群島政府の行政庁」（第38号）、「菲律賓の貿易」（第92号）がある。
- (7) その他の植民地に関するものは、「南洋植民地雜感」（台湾総督府技師新渡戸稲造、第45、46号）、「慕斯尼亜の農政」（新渡戸稲造、第55、56号）、「アルゼリーに於ける土人教育」（台湾総督府警察官及司獄官練習所教官森孝三、第69、70号）がある。
- (8) 植民地の比較に関するもの及び世界植民地政策の特徴を述べたものは、「植民地と外国貿易」（第15号）、「植民行政学校」（第22号）、「所謂三大世界帝国と植民」（第24号）、「植民の性質（植民地の性質に就て）」（台湾銀行頭取、法学博士 添田寿一、第28、29号）、「植民地と土人兵」（第29号）、「植民談」（添田寿一、第32号）、「巴里博覽会に於ける各国植民地の設計に就て」（人見一太郎、第31、32号）、「欧州に於ける植民協会」（第39号）、「爪哇の糖業と錫蘭の茶業」（横山壯次郎、第46、47号）、「英獨佛屬領地に於ける立法制度」（法学博士岡松参太郎、第50、51号）、「歐米見聞談」（中村是公、第57、58号）、「植民と學術研究」（森孝三、第68号）がある。

(9) 台湾の植民地政策を述べたものは、「植民学上に於ける台湾」(中村純九郎、第4号)、「台湾の経済界」(河合弘民、第11号)、「台湾の将来」(後藤新平、第16号)、「台湾に於ける植民政策」(衆議院議員竹越与三郎、第73号)、「日本の殖民力」(倫敦タイムズ所載、第75号)がある。

以上の世界植民地研究の内容分析については、別稿に回し、本稿では特に、台湾の植民地政策について述べた、中村純九郎、河合弘民の議論を検討したい。竹越与三郎については、イギリスの植民地における特許界会社に倣い、台湾でも「生蕃地特許会社」の設置案を出しているが、その後、台湾総督府は全くその案を取り入れておらず、本稿の検討からはずした。

第二章 中村純九郎の植民地研究

中村純九郎は『台湾協会会報』第4号(明治32年<1899>1月)に「植民学上に於ける台湾」という文章を著した。以下、その概要を紹介しよう。

植民の語義について、植民とは「コロニゼーション」の翻訳であり、原意は「故國を去て他方に移住するの意味」であるが、ヨーロッパでは植民経営、事業が発展するにつれ、「コロニゼーション」の意味も広がっている。「開明國の國民が未開の土地若くは未開或は半開の人民に對して文明を扶植するの事業を名づけて植民とは言ふなり」といい、「即ち土地に就ては其利源を開發するを謂ひ、人民に就ては其人民を誘導化育して徳澤に濕はしむるを謂ふなり」と述べ、「開明國」が「未開」、「半開」の人民に「文明を扶植」する事業とした。

「植民」の狭義の概念は「民を殖やし又は植ゆる」という意味で、「我新領土臺灣の如きは植民地に非ず」との説もあるが、中村はむしろ上述のように、「植民なる語は今少し廣義に解するを以て妥當なり」と考えた。

さらに、「歐羅巴に於ては植民學は一科の學問」となっており、フランスでは1889年頃より各大学の法學士試験問題の選択科目中に「殖民制度」と言える一科目を加えていた。また、パリの「有名な政治及經濟學校」においては「今より二十五年前(1874年頃…松田註)より、彼の著名なる經濟學者ボーリュエ氏が植民學の講義を擔當」し、また「佛蘭西には植民省の直轄學校として巴里に植民學校」があり、法學士、文學士等で植民地の官吏になろうとするものが入学を志望し、彼等に植民学を教授していたことを紹介している。

次に世界の植民地を五つに大別し、その特徴を述べている。

第一は商業的植民地であり、イギリス領の香港、シンガポール等交通の要地で、「通商の支店貿易の取次所」を目的とする植民地である。

第二は海軍兵略的植民地であり、イギリス領のジブラルタル、アデン等海軍の根拠地・策源地としての植民地である。

第三は開發的植民地であり、イギリス領インド、フランス領インドシナ(東京)、オランダ領のジャワ、スマトラ等であり、「其土地の利源を開發する」目的の植民地である。

第四は農業的植民地(或いは栽培的植民地)であり、フランス領中央アメリカの植民地、スペイン領キューバ等であり、「母國人が開墾の資本を卸して勞力は支那人亞非利加人を使用し専ら甘蔗煙草等の特産物を栽培すアンチーフ群島」のような植民地である。

第五は移民的植民地であり、イギリス領カナダ、オーストラリア等であり、「人民稀疎にして之を拓殖するには他國より多數の人民を移植せざるべからざる性質のもの」で、「植民學上の所謂母國本國の氣候と植民地の氣候と同一若くは相類似するの風土」にある所である。しかし、イギリス領インドは熱帯であるから、イギリス政府は少数の軍隊、官吏、商人を移して、イギリス政府は統治権を行使し、商民は利益と開發を行っている、と述べる。

中村純九郎は世界の植民地を以上の五つに類別し、そして「植民經營に着手するには獨り植民地の性質を知るのみならず、又翻つて本國の國柄をも考へざるべからず」と述べ、この性質をよく考えないで失敗した植民事業の例をいくつか挙げた。例えば、オランダの北アメリカ植民事業であるが、オランダは移民をする程、人口を有せず、建設したニューアムステルダムもイギリスに奪われ、ニューヨークとなった例、ドイツがアフリカ東海岸のザンジュヴァール、カメルンで行った植民事業は「炎熱」の氣候のために失敗に終わった例を挙げている。

そして、日本の台湾における植民事業については、台湾は「半熱帯地」であり、面積は九州にほぼ近く、人口270余万人(「支那人」260余万人、「生蕃人」10万人、内地人1.6万人)、田野の開け方は47万余町歩で、各々九州の約半分である。また、「支那人」の住む土地は内地人が拓殖に着手する余地がなく、開發的植民地とすべきであるとし、ただ「生蕃人」の住む山地は移民的植民地にすべきであるとする。氣候の同化については、即ち、日本人の移民は山地を除き、不可能であるとする。

次に植民地政治方針について、植民学上から三つに分類した。第一は「制服政略」とし、「植民地を全く本國の奴隸の如く本國に服従せしむるもの」であり、スペイン、オランダ等が取っている主義であるとする。第二は「自治政略」とし、本國は植民地に「自立自營の出來得る迄に發達せしめ」、「干涉の不必要なるに至りては之をして自治せしむる」ものであり、イギリス領植民地がこれにあたる。第三は「統一政略」とし、「本國と

植民地とは元來同一國家の一部」であり、「内地の府縣の如く行政の法律も總て内地同様の政略を行ふ」もので、フランス領植民地がこれにあたるとする。

この三類型に対して、中村は第二の「自治政略」とするか、第三の「統一政略」とするか、「植民學上の研究を要すべき問題」であるとして結論は述べていない。

第三章 河合弘民の植民地研究

第I章でも明らかなように、河合は『台湾協会会報』上に世界の植民地政策・事業に関する多くの文章を載せている。その中で「台湾の經濟界」（同会報第11号、明治32年<1899>8月）が彼の植民政策に関する考え方をよく示すものであり、以下、紹介したい。

まず、「臺灣は元來植民學上に於て如何なる種類の植民地であると云ふ事を知らねばならぬ」とし、植民地を四つに分類し、台湾がいずれに属するかを述べた。

四類型とは、第一は商業植民である。即ち、商業を目的とした植民である。被植民国側は「商業の通路に當らざる可からず」、「其近邊の民富有ならざる可からず」という二つの条件を有し、一方、植民国側は「資本豊富ならざる可からず」、「海軍力強盛ならざる可からず」という二つの条件をもつものであるとする。その例は香港、シンガポール、太平洋上のイギリス、フランス、ドイツの植民地である。

第二は農業植民である。即ち、農業を目的とした植民であるので、農業労働者、農民の移住を要する。被植民国側は「其土地廣大にして地味沃饒ならざる可からず」、「人口稀薄ならざる可からず」、「風土氣候本國と類似ならざる可からず」という三つの条件を有し、一方、植民国側は「人口豊富ならざる可からず」という条件を備え、その内容は「資本の植民」か「労働の植民」の二つの要素に分かれていた。この農業植民の例はイギリスやフランスの植民地があたり、カナダ、オーストラリア、南米で行われている植民のことであるとする。

第三は栽培植民である。これは英語の「コロニー、オブ、プランテーション」の翻訳であり、「其意味は特殊の農産物を栽培する植民と云ふ義で、前の農業植民とは大に異て居ります。其譯は……特殊の農産物……熱帯地方に特生する農産物、即ち、珈琲、砂糖等を指す者」、「他の地方に於ては此等の農産物は栽培することが出来ない」、「熱帯地方の植民地に於ては他の植物を栽培する事を止めて此等の特殖植物を栽培せねばならぬ」、「ツマリ熱帯地植民」である。「農業植民に在ては之に移住しまする」が、「栽培植民に在ては左様ではない。多くは一時の出稼的の者たるに加て其移住者の數も甚だしい」。「農業植民には其移住する者は多く農業労働者」であるが、「栽培植民では……母國より來る者は資本家許りで

労働者は誠に少い、譬ひ來るとしても土人労働者の監督指揮を爲る位のものである」。従つて、農業植民とは區別して栽培植民としている。被植民国側は「地味豊饒にして物産豊富ならざる可からず」、「特有物産を有して居る」という二つの条件をそなえ、植民国側は「資本饒多ならざる可からず」、「労働者を得る容易ならざる可からず」という二つの条件を備えていなければならないとした。この例は西インド諸島の砂糖植民地、ジャワ、メキシコなどがあたるとする。

第四は政治的植民である。「政略上の目的を達する爲め、即ち、自國の領域を保護する爲め、或は對手國と權衡を維持する爲め設くる者」であるとする。

河合は世界の植民地を以上の四類型に分類し、台湾がどの類型に属するかについて次のように述べている。台湾は第一の商業植民としては適さない。何故なら東洋の貿易の中心は香港、上海であり、台湾は支線にあたり、さらに、台湾は港湾に乏しく、大なる購買力も持たないからである。第二の農業植民にも適さず、第四の政治植民でもない。何故なら、台湾には「生蕃界」「森林界」を除き、内地人を多分に入れる余剰の土地がないこと、内地人は台湾人に比べて労働者としては体力が劣ることをあげている。即ち、台湾は第三の類型の「栽培植民に屬せねばならぬ」とする。その理由は、台湾は地味が豊かで、米は年に二回とれる。また樟腦、砂糖、茶などの特有産物がある。労働賃金が低廉で、労働者を容易に得られるからである、と述べている。

おわりに

『台湾協会会報』の中村純九郎、河合弘民の植民地研究を紹介したが、中村は、台湾は基本的に開發的植民地であるとし、河合は栽培植民地であるとする。両者は、表現は異なるが、内容はほぼ同じであり、日本から台湾への移民は少なくても、官僚、商人等の経営者で十分で、資本を持ちこみ、台湾人労働者を用いて開發を行い、米、樟腦、砂糖、茶の生産を行うべきであるとする。

その後の日本の台湾経営を見ても、基本的には中村純九郎、河合弘民の植民地論上に推移したと言ってよいであろう。

即ち、兒玉源太郎、後藤新平の台湾政策も農業移民はほとんど奨励せず、内地資本家による投資、経営、台湾人労働力を用いた殖産興業策であった。

註

- (1) 戴国輝『台湾 一人間・歴史・心性一』（岩波新書、1988年10月）。
- (2) 矢内原忠雄『帝國主義下の台湾』（岩波書店、1929年10月）、註（1）前掲戴国輝『台湾 一人間・歴

史・心性一」。

- (3) 『台湾協学会報』第1号(明治31年<1898>10月、1999年、ゆまに書房より復刻)「台湾協学会役員」「台湾協学会職員」。上沼八郎「台湾協学会報 解題 <台湾協学会とその活動>」(『台湾協学会報』別巻)。
- (4) 上沼八郎「台湾協学会報 解題 <台湾協学会とその活動>」(『台湾協学会報』別巻)。
- (5) 註(4)に同じ。
- (6) 註(4)に同じ。
- (7) 『台湾協学会報』第1号、「台湾協学会規約」。
- (8) 註(4)に同じ。
- (9) 註(4)に同じ。
- (10) 中村純九郎「佛領東京の漫遊談」(『台湾協学会報』第33号、明治34年<1901>6月)。
- (11) 註(4)に同じ、及び『日本人名大辞典』(平凡社、1937年)。